

虐待の防止のための指針

居宅介護支援事業所右京医師会

(目的)

第1 この指針は、一般社団法人右京医師会（以下「右京医師会」という。）が運営する居宅介護支援事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(虐待の定義)

第2 この指針において虐待とは、以下に該当する行為をいう。

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。

②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項)

第3 事業所内に虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の運営責任者（以下「運営責任者」という。）は右京医師会の訪問・居宅運営委員会担当理事とする。居宅介護支援事業の管理者を、虐待防止に関する措置を適切に実施する担当者（以下「担当者」という。）とする。

2 委員会の開催は訪問・居宅運営委員会と一体的に開催するものとし、必要に応じて協議するものとする。

3 委員会で協議する議題については、以下の項目について担当者が定める。

①委員会その他施設内の組織に関すること。

- ②虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、京都市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦再発防止策を講じた際に、その効果についての評価をすること。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

- 第4 職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。
- 2 研修は年1回以上実施する。また新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

(虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

- 第5 虐待等が発生した場合には、速やかに京都市に報告するとともにその要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- 2 また緊急性の高い事案の場合には、京都市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

- 第6 職員が利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、訪問看護事業の管理者に相談する。
- 2 担当者は、相談窓口を通じての相談や、職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、訪問看護事業の管理者が代行する。
 - 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対する改善を求め、右京医師会就業規則に則り必要な措置を講じる。
 - 4 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知する。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第7 利用者又はご家族に対して、職員は利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会や地域包括支援センター等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第8 虐待等の苦情相談については、担当者に寄せられた内容について運営責任者に報告する。担当者が虐待を行った内容の場合は、訪問看護事業の管理者が代行する。

2 相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。

3 対応の流れは、第6（虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項）に依るものとする。

4 相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第9 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また右京医師会のホームページにおいていつでも閲覧可能な状態とする。

(その他虐待防止の推進のために必要な事項)

第10 第4（虐待防止のための職員研修に関する基本方針）に定める研修会のほか、地域の事業所連絡会や各職能団体・学会等により開催される虐待防止に関する研修会等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を高めるように常に研鑽を図る。

(虐待防止のための指針の変更等)

第11 この指針に定めるものの他、虐待に関する重要事項及び虐待防止のための指針の変更については、訪問・居宅運営委員会で定めるものとする。

(附則)

1 この指針は令和6年2月27日から施行する。